

港 湾 施 設 使 用 料 【ビジター船舶】

令和7年(2025年)6月現在

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	金額
係留施設	栈橋及び浮栈橋	係船料	係留1回につき24時間までごとに 1級施設 尾道中央ビジター栈橋、宮島ビジターバース 艇長25フィート未満 艇長25フィート以上30フィート未満 艇長30フィート以上35フィート未満 艇長35フィート以上40フィート未満 艇長40フィート以上50フィート未満 艇長50フィート以上60フィート未満 艇長60フィート以上 2級施設 瀬戸田港栈橋、三原内港客船東(ビジター栈橋) 艇長25フィート未満 艇長25フィート以上30フィート未満 艇長30フィート以上35フィート未満 艇長35フィート以上40フィート未満 艇長40フィート以上50フィート未満 艇長50フィート以上60フィート未満 艇長60フィート以上	1,350円 1,670円 1,880円 2,300円 3,230円 3,970円 5,120円 1,030円 1,150円 1,350円 1,670円 2,200円 2,710円 3,230円

港 湾 施 設 使 用 料 【目的外使用による場合】

令和7年(2025年)6月現在

使用施設	使用内容	使用物件	単位	金額
建物である港湾施設			1平方メートルにつき1月までごとに	Aに0.0033を乗じて得た額にBに0.0058を乗じて得た額を加算した額に1.10を乗じて得た額
建物である港湾施設を除く施設	一時的催しものために使用する場合		100平方メートルにつき3時間までごとに	130円
	建物敷地、物置場等として使用する場合		1平方メートルにつき1月までごとに	Aに0.0033を乗じて得た額。ただし、使用期間が1月未満のとき又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用するときは、この額に1.10を乗じて得た額
	電気又は電気通信の線路設置のために使用する場合	電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)別表第一第二号の表の種類及びその単位に掲げる区分ごとに同表宅地の欄に定める額		
		別表第一(第八条関係) 二 山林以外の土地		
		種類	単位	金額(年額) 宅地
		本柱	木柱(H柱又は人形柱を除く。)、コンクリート柱若しくは鉄柱一本又は鉄塔の使用面積一・七平方メートルまでごとに	1,500円
	H柱又は人形柱一本ごとに		3,000円	
		支線又は支柱	一本ごとに	1,500円
		附属設備	線路保護用柱、水底線標示柱、支線柱、標柱又は標石一本ごとに	1,500円
	ハンドホール又はマンホール一個ごとに		3,000円	
	その他の設備	使用面積一・七平方メートルまでごとに	1,500円	
	上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設して使用する場合又は港湾施設に添架して使用する場合	外径が0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの 外径が1メートル以上のもの	延長1メートルにつき1年までごと	60円 90円 120円 230円 580円 1,100円
	その他の場合	広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年までごとに	4,400円
看板		一時的に設けるもの	表示面積一平方メートルにつき一月までごとに	440円
		その他のもの		4,400円
標識		一本につき一年までごとに	1,100円	
アーチ		臨港道路を横断するもの	一基につき一月までごとに	4,400円
	その他のもの		2,200円	
	その他のもの			前各項に準じてその都度知事が定める額

備考

- 1 Aは、使用する土地の一平方メートル当たりの価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価額、精通者の鑑定評価等を参考として知事が評価した額とする。）とする。
- 2 Bは、使用する建物の一平方メートル当たりの価格（当該建物の復成価格に残存価格率を乗じて得た額を基準として知事が評価した額とする。）とする。
- 3 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 4 使用する面積若しくは長さ（以下これらを「使用面積等」という。）が本表に定める使用の面積若しくは長さの単位（以下これらを「単位面積等」という。）に満たないとき又は使用面積等に単位面積等に満たない端数があるときは、その使用面積等又はその端数の面積若しくは長さは、単位面積等に相当する面積又は長さとして計算する。
- 5 使用料の額が年額又は月額で定められている場合において、使用期間が一年若しくは一月に満たないとき又は使用期間に一年若しくは一月に満たない端数があるときは、その使用期間又はその端数の期間の使用料は、使用料の額が年額で定められている場合にあつては月割により、使用料の額が月額で定められている場合にあつては日割により計算する。